

建築物解体工事特記仕様書

(令和4年改訂版)

※令和4年8月1日以降適用

I 工事概要

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 敷地面積
- 4 用途地域等
- 5 解体規模

建築物	棟 No			
	棟 名 称			
	構 造			
	階 数			
	建 築 面 積			
	延 べ 面 積			
	建 築 年			
その他	・ 建築物内の残存什器類の処分			
	・			

II 解体工事仕様

1 共通仕様

図面及び本仕様に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部制定「建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説（以下、「解体共通仕様書」という。）」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版」、「建築工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」、「建設副産物適正処理推進要綱」による。

2 特記仕様書の適用等

- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項は、●印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
●印と※印が付いた場合は、共に適用する。
- (3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目、当該図面又は当該表を示す。

章	項 目	特記事項
1 一般共通事項	1 一般事項	・ 工事にあたっては、近隣住民や通行人に対する安全の確保に努めること。 ・ 工事にあたっては、構造物の状況や工事現場周辺の環境状況を検討した上で、騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じること。 ・ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督職員に報告の上、指示に従い適正な処理を行うこと。 ・ 工事に伴う官公庁への届け出等の手続き（その費用を含む。）及び工事用電気・水道等の使用に係る費用は、受注者の負担とする。 ・ 工事による発生材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）等の関係諸法令を遵守し、監督職員の承諾を得て適正に処分すること。 ・ 受注者は、監督職員と随時打ち合わせを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。
	2 工事実績情報サービス（CORINS）の登録	※ 適用する ・ 適用しない (1. 1. 4)
	3 工事の余裕期間	※適用しない ・ 適用する（・発注者指定方式 ・任意着手方式） 適用する場合は別に定める「余裕期間に係る特記事項」によること。

4 技術者の専任	※契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、契約締結後、監督職員と打合わせにおいて定める。 ・契約締結後、年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付けとする。																		
5 工事の記録	工事中、完成時ともカラー写真とする。(1. 2. 3) 撮影対象等は「営繕工事写真撮影要領 平成28年版 工事写真撮影ガイドブック」の解体工事編 による他、次の箇所とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>規格</th><th>撮影箇所</th><th>提出部数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 工 前</td><td>サービス版</td><td> - 敷地全景 - 解体建築物全景 棟毎 - 解体外構工作物、設備等毎 </td><td>部</td></tr> <tr> <td>工 事 中</td><td>サービス版</td><td> - 仮設物（仮囲、仮設WC、仮設事務所、工事看板等） - 分別解体の経過状況（作業順） - 基礎解体後の最深部 - 埋め戻し状況 - 伐採、伐根状況 - 屋外埋設物撤去状況 - 供給設備関係の処理状況 - 公害対策状況 - 解体機械、発生材運搬車両 - 発生材処分先及び搬入写真 - 振動、騒音測定状況写真 - その他監督職員が必要と認め、指示した箇所 </td><td>部</td></tr> <tr> <td>完 成 時</td><td>サービス版</td><td></td><td>部</td></tr> </tbody> </table> この写真はデジタル写真も可とし、その仕様等は監督職員の指示による。			分類	規格	撮影箇所	提出部数	着 工 前	サービス版	- 敷地全景 - 解体建築物全景 棟毎 - 解体外構工作物、設備等毎	部	工 事 中	サービス版	- 仮設物（仮囲、仮設WC、仮設事務所、工事看板等） - 分別解体の経過状況（作業順） - 基礎解体後の最深部 - 埋め戻し状況 - 伐採、伐根状況 - 屋外埋設物撤去状況 - 供給設備関係の処理状況 - 公害対策状況 - 解体機械、発生材運搬車両 - 発生材処分先及び搬入写真 - 振動、騒音測定状況写真 - その他監督職員が必要と認め、指示した箇所	部	完 成 時	サービス版		部
分類	規格	撮影箇所	提出部数																
着 工 前	サービス版	- 敷地全景 - 解体建築物全景 棟毎 - 解体外構工作物、設備等毎	部																
工 事 中	サービス版	- 仮設物（仮囲、仮設WC、仮設事務所、工事看板等） - 分別解体の経過状況（作業順） - 基礎解体後の最深部 - 埋め戻し状況 - 伐採、伐根状況 - 屋外埋設物撤去状況 - 供給設備関係の処理状況 - 公害対策状況 - 解体機械、発生材運搬車両 - 発生材処分先及び搬入写真 - 振動、騒音測定状況写真 - その他監督職員が必要と認め、指示した箇所	部																
完 成 時	サービス版		部																
6 女性技術者活躍モデル工事の対象	※適用する（・発注者指定型 ※受注者希望型） 発注者指定型 (1)モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工実施要綱」に基づいて実施するものとする。 (2)快適トイレ(女性専用)の設置に要する費用は、共通仮設費に計上しているが、「快適トイレ実施要領」に基づき、設計変更の対象とする。 (3)女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。 受注者希望型 (1)本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事（受注者希望型）であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。 (2)モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工実施要綱」に基づいて実施するものとする。 (3)快適トイレの設置に要する費用は、「快適トイレ実施要領」に基づき設計変更の対象とする。 (4)女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。 ・適用しない																		
7 電気保安技術者	・適用する	※適用しない	(1. 3. 3)																

8 週休2日制工事の対象	※適用する (1) 工事の実施については、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」に基づいて実施するものとする。 (2) 発注時は4週8休以上を前提に労務費を補正して積算している。 (3) 工事完成時、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合、その達成状況に応じて、補正分を減額変更する。 ・適用しない
9 施工条件	関連工事による施工時期の調整 ・ 有（内容：

12 交通安全管理	関係機関との協議 (1. 3. 7) - 必要（関係機関： ） ・ 必要なし - 配置する（・警備業法第18条に規定する特定の種別の警備業務 ・任意） （延べ 人・日） - 配置しない 特定の種別の警備業務は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）及び秋田県公安委員会告示第94号（令和2年9月29日）による。
13 発生材の処理等	(1. 3. 10) - 引き渡しを要するもの - 現場再利用発生材
14 近隣との折衝等	- 工事着手前に近隣住民等へ工事内容を周知するとともに、着手後は週間の作業内容を掲示等により知らせること。 - 住民説明会の開催（※実施する ・ 実施しない）
15 解体作業中の騒音及び振動調査	- 解体作業中の騒音、振動調査 ※実施する（・常時測定 ・測定回数 回） - 実施しない
16 事前調査	- 受注者は、必要に応じて付近の地盤沈下の状況、近隣建物の壁、建具の建て入れ状況、内外装・土間等のクラック状況を調査・記録・写真撮影し事後に備えること。さらに、工事の施工により、近隣施設等に損傷を与えた場合には、現状に復旧すること。 - 近隣事前調査の実施（内容は図面指示） ※今回工事で行う ・ 今回工事で行わない。（別途 ）
17 完成図書等	- 完成図書 ※製本1部 - 製本形式 ※チューブファイル ※完成図書に綴じこむもの ※敷地現況図 記入事項 - 敷地境界線 - 道路境界線、道路幅員、排水溝等 - 方位 - 敷地内残存工作物、立木、電柱、電話柱等 - 敷地内設備位置（給水引き込み位置、下水桝位置） - 整地後レベル（ mグリッド） ※その他監督職員の指示するもの - 添付するもの（記録として保存すべき施設で、建設時の図面がない場合に限る。） - A3版 縮小原図（配置図、平面図、立面図、仕上表、一般断面図）とする。
18 電子納品等	※電子納品対象工事 ・ 電子納品対象外工事 - CD-R（監督職員提出用）（ 部 ） - CD-Rに格納するもの ※敷地現況図（※CAD ※PDF） ※監督職員が指示した図面等 ※工事概要ファイル 受注者は、次により電子納品を行うものとする。 ただし、監督職員の承諾があった場合はこの限りでない。 (1) 完成図等は、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（営繕工事編）、営繕工事電子納品要領【令和3年改定 国土交通省大臣官房官庁営繕部】（令和3年3月26日国営施第19号）」（以下、「要領等」という。）に基づいて作成すること。「要領等」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。 (2) 電子データは、「要領等」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。 (3) 設計監理業務として行う営繕年報作成のため、工事諸元情報の提供に協力すること。

19	技術検査	・ 中間検査 (※ 実施する ・ 実施しない) (1. 6. 2) <table><tr><td>回数</td><td>中間検査の時期</td></tr><tr><td>第 1 回</td><td></td></tr><tr><td>第 2 回</td><td></td></tr></table> ・ 完成検査 ・ 解体・発生材処分後は、マニフェスト等の整理を行い、施工管理資料として速やかに監督職員に提出のこと。 ・ 完成検査時には、地中工作物撤去確認のための掘削機械（バックホー 立米）を準備すること。	回数	中間検査の時期	第 1 回		第 2 回	
回数	中間検査の時期							
第 1 回								
第 2 回								
20	快適トイレ導入対象	※適用する (1) 設置に要する費用は、当初は計上していない。 (2) 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事までとする。 また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、2 基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。 ・ 適用しない						
21	法定外の労災保険	※本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。						
2	仮設工事	1 騒音・粉塵等の対策（仮囲い等） ・ 仮囲い (2. 2. 1) ・ 設ける（範囲、位置、延長等は図示） ・ 万能鋼板（H＝ ） ・ 単管シート（H＝ ） ・ 枠組足場シート（H＝ ） ・ 防音パネル（H＝ ） ・ パネルゲート（W＝ H＝ ） × 力所 ・ シートゲート（W＝ H＝ ） × 力所 ・ 設けない ・ 波形鉄板（H＝ ） ・ 防音シート（H＝ ） ・ 仮設鉄板 ・ 設ける（範囲、位置、㎡数等は図示） ・ 設けない						
		2 監督職員事務所 ※ 設ける ・ 設けない (2. 3. 1) ・ 10 ㎡程度 ・ 20 ㎡程度 ・ 35 ㎡程度 ・ 65 ㎡程度 ・ 100 ㎡程度 ※ 請負者事務所の中に監督職員用スペース ㎡程度確保する。 備品は下記のものを備える。 机、いす、電話、書棚、黒板、ゴム長靴、雨合羽、保安帽、安全帯、冷暖房機器、その他監督職員の指示するもの						

3 工事表示板の設置等	監督職員が指定する位置に一箇所設置する。 表示時期は工事着工時から完成時までとする。 表示板の形式 <table border="1" data-bbox="483 275 1417 589"> <tr> <th colspan="2">解体工事の表示</th></tr> <tr> <td>工 事 名 称</td><td></td></tr> <tr> <td>構 造 ・ 規 模</td><td></td></tr> <tr> <td>工 事 期 間</td><td>令 和 年 月 日 ～ 令 和 年 月 日</td></tr> <tr> <td>建 築 主</td><td></td></tr> <tr> <td>設 計 者</td><td></td></tr> <tr> <td>工 事 監 理 者</td><td>(外 注 委 託 の 場 合 に 記 入)</td></tr> <tr> <td>工 事 監 督 者</td><td>秋田県建設部営繕課又は秋田県〇〇地域振興局建設部</td></tr> <tr> <td>工 事 施 工 者</td><td></td></tr> </table> 注 1 表示板は、風圧に耐えるよう配慮すること。 2 地色は、マンセル記号 1 G Y 7 . 5 / 8 とし黒文字（角ゴシック）で表現する。 3 建築主は、契約担当者名とすること。 4 表示板の大きさ ※ 1 号（横 180 cm × 縦 90 cm） ・ 2 号（横 240 cm × 縦 120 cm） ・ 3 号（横 360 cm × 縦 180 cm） ・ その他（ ） ・ 建設リサイクル法遵守指導としての「届出（通知）済シール」を建設業許可標識に貼り付けすること。	解体工事の表示		工 事 名 称		構 造 ・ 規 模		工 事 期 間	令 和 年 月 日 ～ 令 和 年 月 日	建 築 主		設 計 者		工 事 監 理 者	(外 注 委 託 の 場 合 に 記 入)	工 事 監 督 者	秋田県建設部営繕課又は秋田県〇〇地域振興局建設部	工 事 施 工 者	
解体工事の表示																			
工 事 名 称																			
構 造 ・ 規 模																			
工 事 期 間	令 和 年 月 日 ～ 令 和 年 月 日																		
建 築 主																			
設 計 者																			
工 事 監 理 者	(外 注 委 託 の 場 合 に 記 入)																		
工 事 監 督 者	秋田県建設部営繕課又は秋田県〇〇地域振興局建設部																		
工 事 施 工 者																			
4 工事用水及び電力	工事用水 構内既存の施設 ・ 利用できる（※ 有償 ・ 無償） (1. 3. 5) ・ 利用できない 工事用電力 構内既存の施設 ・ 利用できる（※ 有償 ・ 無償） ・ 利用できない																		
5 工事現場のイメージアップ	・ 行う ※ 行わない (1. 3. 9)																		
6 足場その他	外部足場 ※ 枠組足場（※ 手すり先行工法 ・ その他） (2. 2. 2) ・ くさび緊結式足場（※ 手すり先行工法 ・ その他） 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成 2 1 年 4 月策定）により、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」によるものとする。 内部足場 ※ 脚立、足場板等 ・ 枠組棚足場 ・ その他（ ）																		
7 山留めの撤去	鋼矢板等の抜き後の処理 (2. 4. 3) ・ ※直ちに砂等で充填する																		

3

解体施工

1

解体方法

解体内容

(3.3.1) (3.4.1) (3.5.1) (3.6.1) (3.6.2)
(3.7.1) (3.8.1) (3.8.2) (3.9.1) (3.9.2)
(3.10.1) (3.11.1) (3.12.1)

部 位	内 容	
・ 解体建築物	・ 木造 ・ C B 造 ・ S 造 ・ R C 造 ・ S R C 造	
・ 建築設備	電気設備 機械設備	・ 内部 ・ 外部引込柱 ・ 内部 ・ 埋設
・ 内・外装材	・ 手作業 ・ 手作業及び機械による作業	
・ 屋根葺き材	葺き材種類 (	

4 建設廃棄物の処理	1 再資源化等	- 特定建設資材廃棄物の再資源化が必要な発生材 (4. 4. 1 (1)) (4. 4. 1 (2)) <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>再資源化等をする施設名〈住所〉、搬出距離 (km)</th> </tr> <tr><td>・ コンクリート塊</td><td></td></tr> <tr><td>・ アスファルト塊</td><td></td></tr> <tr><td>・ 建設木くず</td><td></td></tr> <tr><td>・ 金属類</td><td></td></tr> <tr><td>・ 小型二次電池</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td></tr> </table> - 建設資材の廃棄物の再資源化 (4. 4. 1 (3)) <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>再資源化をする施設名〈住所〉、搬出距離 (km)</th> </tr> <tr><td>・ 蛍光ランプ</td><td></td></tr> <tr><td>・ H I Dランプ</td><td></td></tr> <tr><td>・ 硬質塩化ビニール管類</td><td></td></tr> <tr><td>・ ガラス</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td></tr> </table> - 指定建設資材廃棄物（木材）として縮減 (4. 4. 1 (4)) （理由 ・ 50km 以内に再資源化施設が無い ・ 再資源化に経済面で制約あり ） - 再資源化された建設廃棄物の現場での利用 (4. 4. 1 (6)) ・ 有り （種類： ） ・ 無し - 秋田県建設副産物対策に係わる取扱い要領に基づき、次の資材（①土砂が 1,000m³ 以上②砕石が 500t 以上③加熱アスファルト混合物が 200t 以上）をひとつでも搬入する場合には工事着手前に再生資源利用計画書及び次の指定副産物（①土砂が 1,000m³ 以上②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の合計が 200t 以上）をひとつでも搬出する場合には再生資源利用促進計画書を、また工事完成時に同計画書の実施書を監督職員に提出するものとする。 - 建設副産物情報交換システム C O B R I S による情報入力を行うものとする。	種 類	再資源化等をする施設名〈住所〉、搬出距離 (km)	・ コンクリート塊		・ アスファルト塊		・ 建設木くず		・ 金属類		・ 小型二次電池		・		種 類	再資源化をする施設名〈住所〉、搬出距離 (km)	・ 蛍光ランプ		・ H I Dランプ		・ 硬質塩化ビニール管類		・ ガラス		・	
	種 類	再資源化等をする施設名〈住所〉、搬出距離 (km)																										
	・ コンクリート塊																											
	・ アスファルト塊																											
・ 建設木くず																												
・ 金属類																												
・ 小型二次電池																												
・																												
種 類	再資源化をする施設名〈住所〉、搬出距離 (km)																											
・ 蛍光ランプ																												
・ H I Dランプ																												
・ 硬質塩化ビニール管類																												
・ ガラス																												
・																												
2 産業廃棄物広域認定制度の適用	産業廃棄物広域認定制度の適用 ・ 有り ※ 無し (4. 4. 2) <table border="1"> <tr> <th>適用廃棄物種類</th> <th>使用部位</th> </tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>	適用廃棄物種類	使用部位																									
適用廃棄物種類	使用部位																											
3 最終処分	- 最終処分する建設廃棄物及び最終処分場 (4. 4. 3) <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>最終処分をする施設名〈住所〉、搬出距離 (km)</th> </tr> <tr><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td></tr> </table> - 本工事で発生する建設副産物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設副産物については、秋田県産業廃棄物税が課税されるので、適正に処理すること。	種 類	最終処分をする施設名〈住所〉、搬出距離 (km)	・		・		・		・																		
種 類	最終処分をする施設名〈住所〉、搬出距離 (km)																											
・																												
・																												
・																												
・																												
4 処理に注意を要する建設廃棄物	処理に注意する建設廃棄物の処理 (4. 5. 1) <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>処分をする施設名〈住所〉、搬出距離 (km)</th> </tr> <tr> <td>・ C C A 処理木材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ひ素混入石膏ボード （小名浜吉野石膏㈱いわき工場 昭和 4 8 年 3 月～平成 9 年 4 月に製造）</td> <td>※管理型最終処分場で埋立処分すること ・秋田県環境保全センター〈大仙市協和上淀川〉、 km</td> </tr> <tr> <td>・ カドミウム含有石膏ボード （日東石膏ボード㈱八戸工場 平成 4 年 1 0 月～平成 9 年 4 月に製造）</td> <td>※管理型最終処分場で埋立処分こと ・秋田県環境保全センター〈大仙市協和上淀川〉、 km</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> </table>	種 類	処分をする施設名〈住所〉、搬出距離 (km)	・ C C A 処理木材		・ ひ素混入石膏ボード （小名浜吉野石膏㈱いわき工場 昭和 4 8 年 3 月～平成 9 年 4 月に製造）	※管理型最終処分場で埋立処分すること ・秋田県環境保全センター〈大仙市協和上淀川〉、 km	・ カドミウム含有石膏ボード （日東石膏ボード㈱八戸工場 平成 4 年 1 0 月～平成 9 年 4 月に製造）	※管理型最終処分場で埋立処分こと ・秋田県環境保全センター〈大仙市協和上淀川〉、 km	・																		
種 類	処分をする施設名〈住所〉、搬出距離 (km)																											
・ C C A 処理木材																												
・ ひ素混入石膏ボード （小名浜吉野石膏㈱いわき工場 昭和 4 8 年 3 月～平成 9 年 4 月に製造）	※管理型最終処分場で埋立処分すること ・秋田県環境保全センター〈大仙市協和上淀川〉、 km																											
・ カドミウム含有石膏ボード （日東石膏ボード㈱八戸工場 平成 4 年 1 0 月～平成 9 年 4 月に製造）	※管理型最終処分場で埋立処分こと ・秋田県環境保全センター〈大仙市協和上淀川〉、 km																											
・																												

参考：廃石膏ボード現場分別解体マニュアル（案）（平成 2 4 年 3 月国土交通省）

5

特別管理産業廃棄物の処分等

1

特別管理産業廃棄物の処分

(5. 1. 2) (5. 4. 1)

種類	分析調査	保管処分	保管場所及び処分先
・ P C Bを含む機器類	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分	
・ P C B含有シーリング材	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分	
・ 廃油	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分	
・ 廃酸・廃アルカリ	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分	
・ ダイオキシン類	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分	

6

アスベスト含有建材の除去等

1

一般事項

・ アスベスト含有調査
・ アスベスト粉塵濃度測定

・ 行う
※ 行う

※ 行わない
・ 行わない

(6. 1. 3)
(6. 1. 4)

測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)
・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	・ 計 点
・	測定 2		調査対象室外部の付近	・ 計 点
・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	・ 計 点
・	測定 4		セキュリティゾーン入り口	・ 計 点
・	測定 5		負圧・除じん装置の排出口 (処理対象室外の場合)	出口吹出し風速 1m/sec 以下の位置 ・ 計 点
	測定 6		処理作業室外 ・ 施工区画周辺 ・ 敷地境界	・ 計 点
・	測定 7	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	・ 計 点
・	測定 8	処理作業後シート 撤去後 1 週間以降	処理作業室内	・ 計 点
・	測定 9		調査対象室外部の付近	・ 計 点

測定方法

・ 自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・ 測定 4 ・ 測定 5	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・ JIS A 3850-1 に基づいた測定

測定名称	メッシュ径(mm)	試料の吸引流量(L/min)	試料の吸引時間(min)
・ 測定 4 ・ 測定 5	25	5	30
・ 測定 ・	47	10	120
・ 測定 ・	47	10	240
・ 測定 ・			

※ アスベスト含有建材の除去に当たっては、石綿作業主任者（石綿作業主任者技能講習修了者）の選任をすること。除去に従事する除去作業者は石綿則に基づく特別の教育を受けたものとする。

(6. 2. 2～3)

7 特殊な建設副産物の処理	2 建築設備に使用されているアスベスト含有材の処理	・ 建築設備に使用されているアスベスト含有材の処理 <table border="1"> <tr> <th>使用の有無</th> <th>使用設備の種類</th> <th colspan="2">処理方法</th> </tr> <tr> <td>・ 有り ・ 無し</td> <td>・ ・</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>			使用の有無	使用設備の種類	処理方法		・ 有り ・ 無し	・ ・		
	使用の有無	使用設備の種類	処理方法									
	・ 有り ・ 無し	・ ・										
	3 アスベスト含有吹付け材の除去	・ アスベスト含有吹付け材の処理等 (6. 3. 2) (6. 3. 3) <table border="1"> <tr> <th>建材の種類</th> <th>使用部位</th> <th>除去工法</th> <th>除去後の飛散防止措置</th> </tr> <tr> <td>・ アスベスト含有吹付材</td> <td>・ 図示 ・</td> <td>※6. 3. 2(1) (7)による ・</td> <td>※湿潤化 ・ 固化</td> </tr> </table> 処分場 ※管理型最終処分場に埋立処分 ・ 秋田県環境保全センター〈大仙市協和上淀川〉、 km ・ 中間処理 ()			建材の種類	使用部位	除去工法	除去後の飛散防止措置	・ アスベスト含有吹付材	・ 図示 ・	※6. 3. 2(1) (7)による ・	※湿潤化 ・ 固化
	建材の種類	使用部位	除去工法	除去後の飛散防止措置								
・ アスベスト含有吹付材	・ 図示 ・	※6. 3. 2(1) (7)による ・	※湿潤化 ・ 固化									
4 アスベスト含有保温材等の除去	・ アスベスト含有保温材の処理等 (6. 4. 1) (6. 4. 3) <table border="1"> <tr> <th>使用材料名</th> <th>使用部位</th> <th>除去工法</th> <th>除去後の飛散防止措置</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td>・ 破碎して除去 ・ 手ばらし</td> <td>※湿潤化 ・ 固化</td> </tr> </table> 処分場 ※管理型最終処分場に埋立処分 ・ 秋田県環境保全センター〈大仙市協和上淀川〉、 km ・ 中間処理 ()			使用材料名	使用部位	除去工法	除去後の飛散防止措置	・		・ 破碎して除去 ・ 手ばらし	※湿潤化 ・ 固化	
使用材料名	使用部位	除去工法	除去後の飛散防止措置									
・		・ 破碎して除去 ・ 手ばらし	※湿潤化 ・ 固化									
5 アスベスト含有成形板の除去	・ アスベスト含有成形板の処理等 (6. 5. 4) <table border="1"> <tr> <th>使用材料名</th> <th>使用部位</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> </table> 処分場 アスベスト含有せっこうボード ※管理型最終処分場に埋立処分 ・ 秋田県環境保全センター〈大仙市協和上淀川〉、 km アスベスト含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形板 ・ 埋立処分 (・ 秋田県環境保全センター〈大仙市協和上淀川〉、 km) ・ 中間処理 ()			使用材料名	使用部位	・		・				
使用材料名	使用部位											
・												
・												
8 その他	1 その他の一般事項	※ 処分先の変更等 4 章 1～4、5 章 1、6 章 5、7 章 1 の各処分する施設の明示については、拘束するものではない。処分先を変更した場合は、明示した設計上の処分先と比較検討し、安価になっている場合は減額することもある。										
秋 田 県 建 設 部 営 繕 課												

